

## 1 地球温暖化とは

地球は太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地表面からは熱が放射されます。その熱を二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスが吸収することで、大気が暖められます。

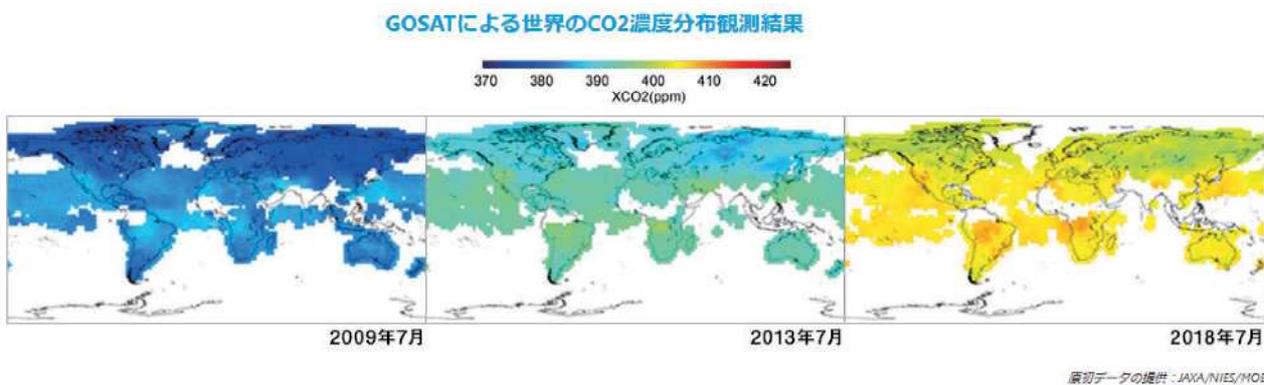
地球温暖化とは、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。

18世紀半ばの産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加したことが、地球温暖化の原因と考えられています。

産業革命以来、人間は石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し、経済を成長させてきました。その結果、世界の二酸化炭素平均濃度は産業革命以前の平均的な値とされる約280ppmと比べて、令和3(2021)年には $415.7 \pm 0.2$ ppm(令和4(2022)年10月 温室効果ガス世界資料センター公表値)と大幅に増加しています。温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測でも、増加傾向が見られます。



出典:「地球温暖化の現状」(環境省)  
図2 温室効果のメカニズム



出典:「地球温暖化の現状」(環境省)

図3 GOSATによる世界のCO<sub>2</sub>濃度分布観測結果

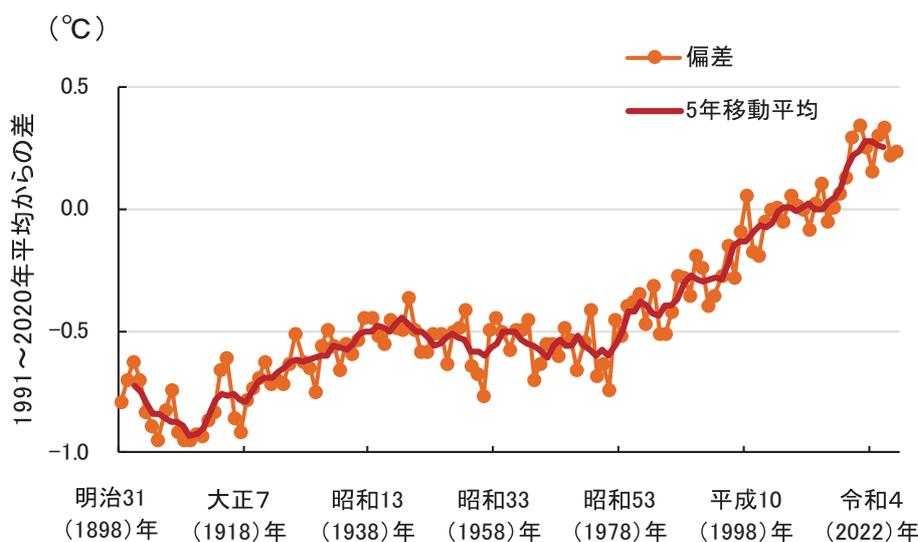
地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温(熱波)や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴っています。このような気候変動によって、氷河の融解や海面水位の変化、洪水などの自然災害の増加、生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が見られています。

## 2 気候変動の現状

### (1) 気候変動の現状

令和4(2022)年の世界の平均気温の基準値(1991~2020年の30年平均値)からの偏差は+0.24℃であり、世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しています。長期的には100年当たり0.74℃の割合で上昇しており、1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

令和3(2021)年に公表された「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」では「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と示されています。

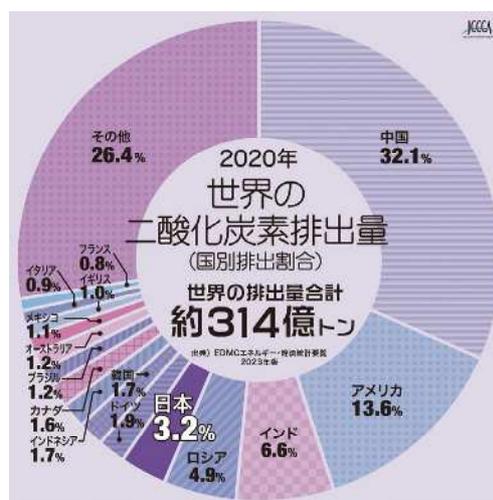


出典:「世界の年平均気温」(気象庁)より作成

図4 世界の年平均気温偏差の経年変化

## 世界の二酸化炭素排出量

日本の温室効果ガス排出量の9割程度を占め、本市の温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素について、令和2(2020)年では世界で約314億tの二酸化炭素が排出されています。二酸化炭素排出量の最も多い国は中国で、100億t以上排出しています。2番目に多いアメリカは約40億tの二酸化炭素を排出しており、中国とアメリカで全世界の45.7%を占めています。世界の二酸化炭素排出量における日本の占める割合は3.2%ですが、二酸化炭素排出量は5番目に多い国です。

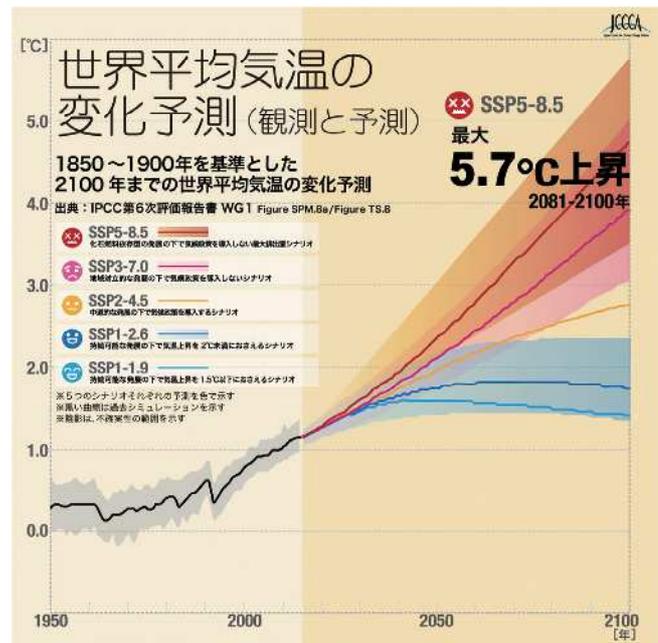


出典:EDMCエネルギー・経済統計要覧2023年版/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)

図5 世界の二酸化炭素排出量

## (2) 気候変動の将来予測

令和5(2023)年にIPCCが公表した「第6次評価報告書」において示されている共有社会経済経路(Shared Socioeconomic Pathways、以下「SSP」という。)シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ(SSP5-8.5)について、21世紀末までに世界の平均気温は3.3~5.7℃上昇すると予測されています。21世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオ(SSP1-1.9)においても令和3(2021)~令和22(2040)年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性があると考えられています。



出典:IPCC「第6次評価報告書」/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<https://www.jccca.org/>)

図6 1950年から2100年までの気温変化

## SSPシナリオとは?

IPCCの第5次評価報告書((平成26(2014)年))では、2100年頃の温室効果ガスの大気中濃度のレベルとそこに至るまでの経路を仮定した代表的濃度経路(Representative Concentration Pathways、以下「RCP」という。)シナリオが使用されました。RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5の4つがあり、RCPに続く数値は2100年頃のおおよその放射強制力(気候変動を引き起こす源、単位は $W/m^2$ )を表します。

第6次評価報告書では、将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路(SSP)シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオから、右表の5つが主に使用されています。

気温上昇を1.5℃以下におさえるシナリオ(SSP1-1.9)では21世紀半ばにカーボンニュートラルを実現する必要があります。

シナリオ	シナリオの概要	近い RCP シナリオ
SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 1.5℃以下に抑える気候政策を導入 21 世紀半ばに CO <sub>2</sub> 排出正味ゼロの見込み	該当なし
SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2℃未満に抑える気候政策を導入 21 世紀半ばに CO <sub>2</sub> 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030 年まで CO <sub>2</sub> 各国の個別削減目標(NDC)を 集計した総排出量にはばらばらとする	RCP4.5 (2050 年まで) (RCP6.0 以降)
SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0と RCP8.5の間
SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典:IPCC「第6次評価報告書」及び環境省資料/  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
(<https://www.jccca.org/>)

図7 SSPシナリオとは

### 3 地球温暖化に関する国際的な動向

#### (1) 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という)は、平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の5つの要素について、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、17のゴールとそれに付随する169のターゲットを設定しており、環境・経済・社会の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらのゴール・ターゲットには、エネルギーや気候変動対策との関わりが深いものが複数含まれています。「ゴール7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに」では、令和12(2030)年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させることや、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させること等が掲げられています。また、「ゴール13:気候変動に具体的な対策を」では、すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化することや、気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善すること等が掲げられています。

また、国は平成30(2018)年度からSDGsの達成に向けた取組を経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を提案した自治体を選定する「SDGs未来都市」制度を創設し、本市は、令和元(2019)年度「SDGs未来都市」に埼玉県内で初めて選定をされました。

令和4(2022)年度には、日本経済新聞「全国市区SDGs先進度調査」にて全国第1位(2回連続)を獲得しており、SDGsに係る取組は国内でも評価が高まっているところです。



出典:「2030アジェンダ」(国際連合広報センターホームページ)  
図8 持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール



図9 令和元年度「SDGs未来都市」  
選定証授与式(中央)さいたま市長

## (2) パリ協定

令和2(2020)年以降の新たな法的枠組みとして、「パリ協定」が平成28(2016)年に発効しました。「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

令和3(2021)年にイギリス・グラスゴーで開催されたCOP26では、パリ協定の1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる令和12(2030)年に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた、グラスゴー気候合意が採択されました。また、令和4(2022)年にエジプト・シャルム・エル・シェイクで開催されたCOP27では、緩和、適応、ロス&ダメージ、気候資金等の分野で、締約国の気候変動対策の強化を求める内容の「シャルム・エル・シェイク実施計画」が採択されました。

### 〈パリ協定の主な内容〉

- ・世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- ・JCMを含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと
- ・森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- ・適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- ・先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- ・イノベーションの重要性が位置づけられたこと
- ・5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- ・協定の発効要件に国数及び排出量を用いるとしたこと
- ・「仙台防災枠組」(国際的防災指針)への言及(COP決定)

## (3) G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

令和元(2019)年6月に開催された、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

同枠組は、具体的には、1)環境上適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策の展開、各国の能力強化のための国際協力等による、包括的なライフサイクルアプローチの推進、2)G20資源効率性対話等の機会を活用し、G20海洋ごみ行動計画に沿った関連政策、計画、対策の情報の継続的な共有及び更新の実施、3)海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状と影響の測定とモニタリング等のための科学的基盤の強化等を内容としています。

## (4) 昆明・モンテリオール生物多様性枠組み

「昆明・モンテリオール生物多様性枠組み」は、平成22(2010)年の愛知目標を引き継ぐ新たな目標として、令和4(2022)年にカナダ・モンテリオールで開催されたCOP15で採択されました。この枠組みでは、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き2050年ビジョンとして掲げられると共に、このビジョンに関連する「保全」や「持続可能な利用」など、4つの2050年グローバルゴールが設定されました。

## 4 国内の動向

### (1) 国の動向

#### ① 第五次環境基本計画

国の「第五次環境基本計画」が、平成30(2018)年4月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられました。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)が示されました。



- 地域循環共生圏**
- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
    - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
    - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

出典:「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

図10 環境基本計画の目指すべき社会の姿及びアプローチ

#### ② 地球温暖化対策の推進に関する法律

日本では、パリ協定に定める目標(世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続)等を踏まえ、令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。また、2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しているなどの状況を受けて、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正し、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民をはじめとした関係者の密接な連携等を基本理念として位置づけました。

### ③地球温暖化対策計画

令和3(2021)年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2050年カーボンニュートラルを実現するために、中期目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」を掲げています。

表1 「地球温暖化対策計画」の各部門における排出量の目安

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:億t-CO <sub>2</sub> )	2013年度 排出実績	2030年度 排出量	削減率
		14.08	7.60
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%
産業部門	4.63	2.89	▲38%
業務その他部門	2.38	1.16	▲51%
家庭部門	2.08	0.70	▲66%
運輸部門	2.24	1.46	▲35%
エネルギー転換部門	1.06	0.56	▲47%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン(CH <sub>4</sub> )、 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	1.34	1.15	▲14%
代替フロン等4ガス	0.39	0.22	▲44%
吸収源	—	▲0.48	—

出典:「地球温暖化対策計画 概要版」(環境省)より作成

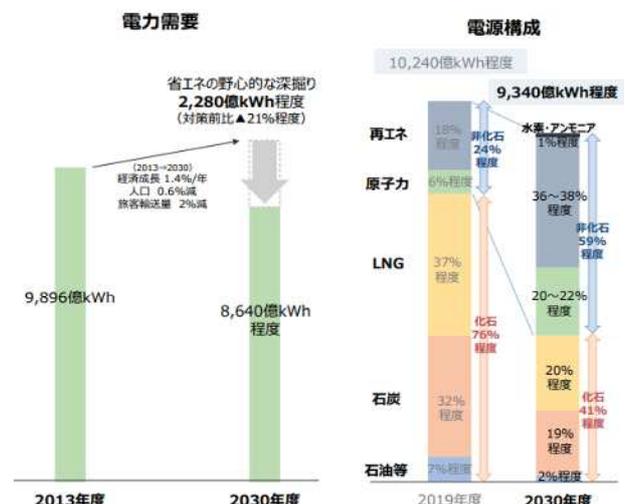
### ④第6次エネルギー基本計画

令和3(2021)年に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラルや令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されています。

再生可能エネルギーに係る政策について、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最優先の原則で最大限の導入に取り組むこととしています。導入にあたっては、地域との共生を図るとともに、依然として発電コストが高い状況であるため、コスト低減を図り、国民負担を抑制するとともに、導入を促すことが重要とされています。

### ⑤長期エネルギー需給見通し

「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」は、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進めていくことが示されており、その中で、野心的な見通しとして、再生可能エネルギーの導入割合を36%~38%に引き上げる方針が示されています。



出典:「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(経済産業省)より作成

図11 令和12(2030)年度の電力需要と電源構成

## ⑥2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

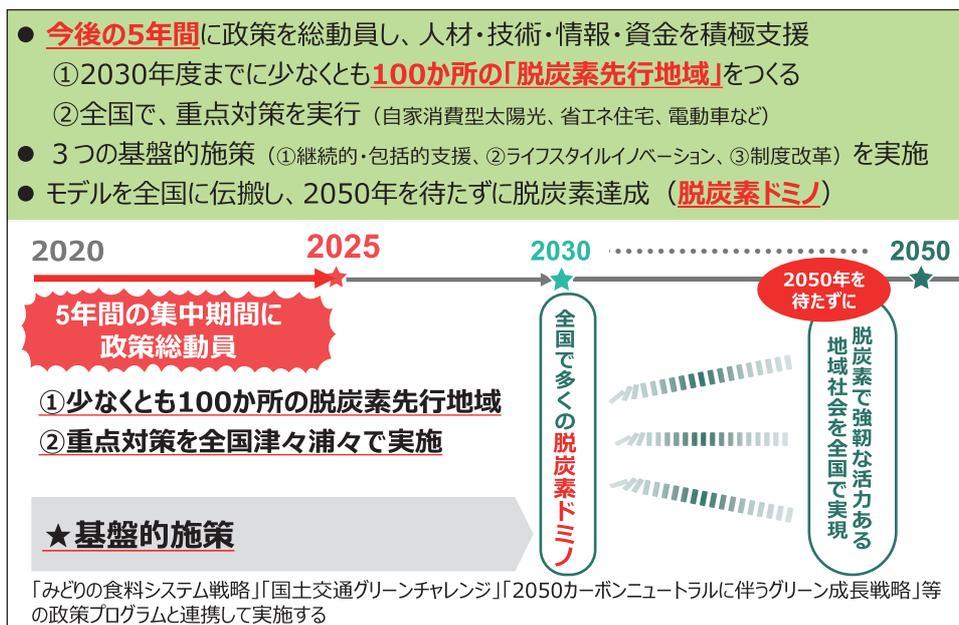
2050年カーボンニュートラルは、並大抵の努力では実現できず、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を、大きく加速することが必要です。これを踏まえ、国は、令和3(2021)年に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(グリーン成長戦略)」を策定しました。

同成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される自動車・蓄電池や水素、洋上風力などの14の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り、具体的な見通しを示しています。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするため、あらゆる政策を総動員するとしています。

## ⑦脱炭素ロードマップ

日本では、令和3(2021)年に地域脱炭素ロードマップを策定し、令和12(2030)年度までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しました。

同ロードマップに基づき、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、以後5年間を集中期間として政策を総動員し、令和12(2030)年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくとともに、全国で重点対策を実行していくこととしており、さいたま市も脱炭素先行地域に選定されています。



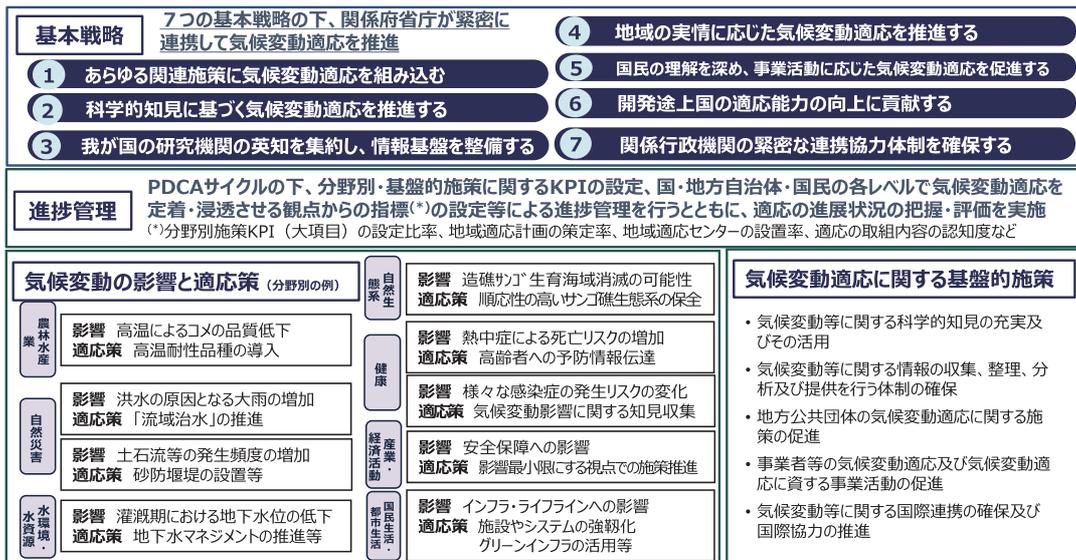
出典:「地域脱炭素ロードマップ 概要版」(環境省)

図12 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

### ⑧気候変動適応計画

令和3(2021)年に閣議決定された「気候変動適応計画」では、令和2(2020)年に気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえた「気候変動影響評価報告書」の公表内容を勘案し、気候変動影響による被害の防止・軽減、更には、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指しています。

国における具体的な気候変動適応策としては、以下の分野別施策と基盤的施策に基づく取組を進めていくこととしています。



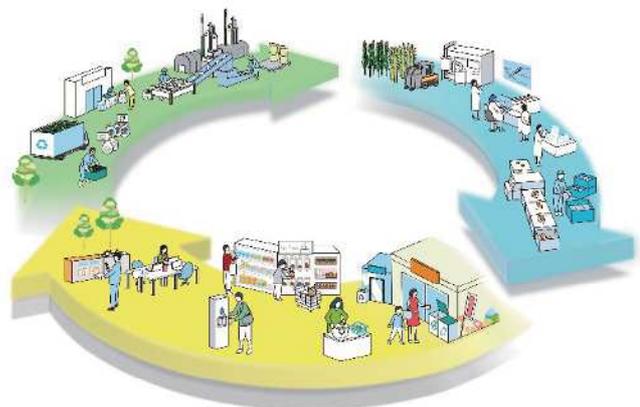
出典:「気候変動適応計画 概要」(環境省)より作成

図13 「気候変動適応計画」における施策

### ⑨プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から政府では、令和元(2019)年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。

さらに、令和3(2021)年には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。



出典:「プラスチック資源循環に関する特設ウェブサイト」(環境省)

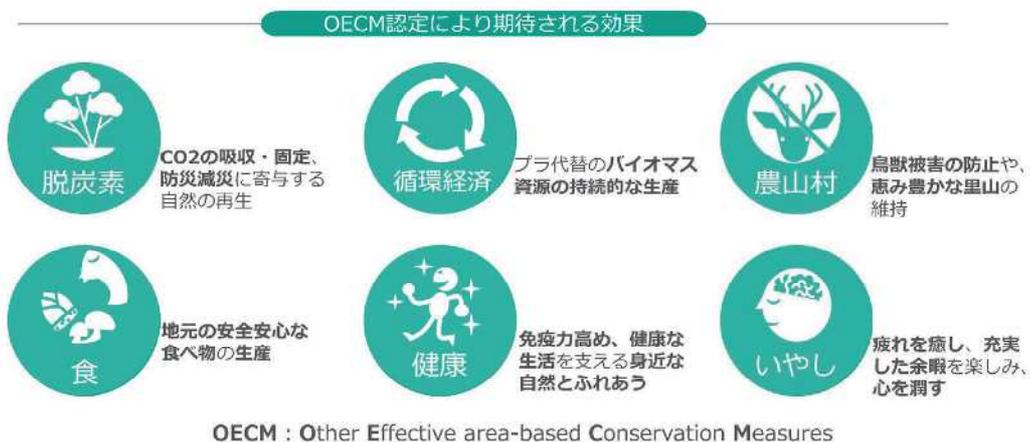
図14 プラスチック資源循環促進法キービジュアル

## ⑩生物多様性国家戦略2023-2030

昆明・モントリオール生物多様性枠組みを踏まえ、令和5(2023)年3月に、2050年目標「自然と共生する社会」の達成に向けて、令和12(2030)年までの目標である「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。同戦略は、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を記載するとともに、目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。このネイチャーポジティブ実現のため、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動計画を具体的に示しています。

## - 30 by 30 -

- 保護地域（国立公園等）の更なる**拡充・管理**
- 保護地域**以外の場所**で生物多様性保全に貢献する場所（**OECM**）の認定（社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等）



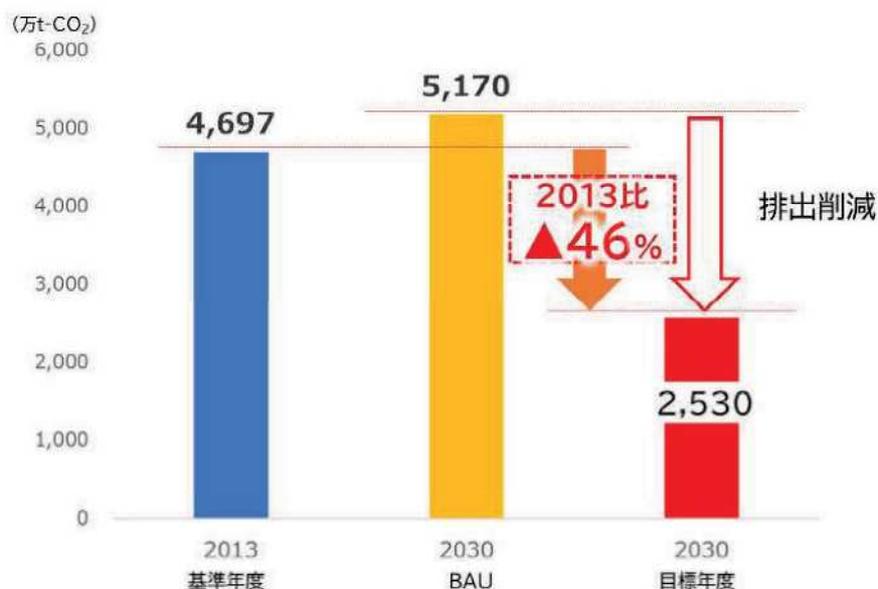
出典:「次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方」(環境省)

図15 30by30による効果

## (2) 埼玉県の動向

### ① 埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)(区域施策編)

埼玉県では、令和5(2023)年3月に地球温暖化の影響の深刻化や、国際社会や国等において脱炭素社会の実現に向けた動きが更に加速したことを受けて、計画を改正し、2050年の将来像としてカーボンニュートラルの実現等を掲げ、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を平成25(2013)年度比46%削減に引き上げました。



出典:「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(埼玉県)

図16 埼玉県の温室効果ガス排出量の削減目標

### ② 目標設定型排出量取引制度

埼玉県では、目標設定型排出量取引制度の実施により、温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所を対象として、削減目標を設定し目標達成に努めるように要請しています。事業者が自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により、他事業所の削減量や再エネクレジットなどのオフセットクレジットを取得し、目標達成に充てることができます。

### ③ 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、令和2(2020)年度に策定されました。

「県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現」を将来像として掲げ、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の計4つの基本方針のもと施策を展開しています。

## 5 さいたま市の主な取組

### ①さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル(脱炭素先行地域及び選定)

「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」では、公・民・学に分類される幅広い類型・需要家を対象として、さいたま市域のうち、「公共施設群」と、その一部として実施する「中央区再編エリア」、埼玉大学キャンパス、芝浦工業大学大宮キャンパスの2つの大学キャンパス、商業施設・住宅地といった市街地を想定した、「美園地区周辺の地域共創エリア」の5つを対象エリアとし、この5つのエリア全体をエネルギーマネジメントすることで、「地域の脱炭素化」を推進しています。「さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル」をコンセプトに、全国の自治体で実現可能な汎用性の高い「地域循環共生型の都市エネルギーモデル」と公・民・学それぞれが主体となって取り組む「先進的かつサステナブルなグリーン成長モデル」の創出を目指すものとして、埼玉大学、芝浦工業大学、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社とともに共同提案を行い、令和4(2022)年、第1回脱炭素先行地域に他の25自治体とともに選定されました。全国への横展開が期待できる「実行の脱炭素ドミノ」の先進モデルとして取組を推進しています。

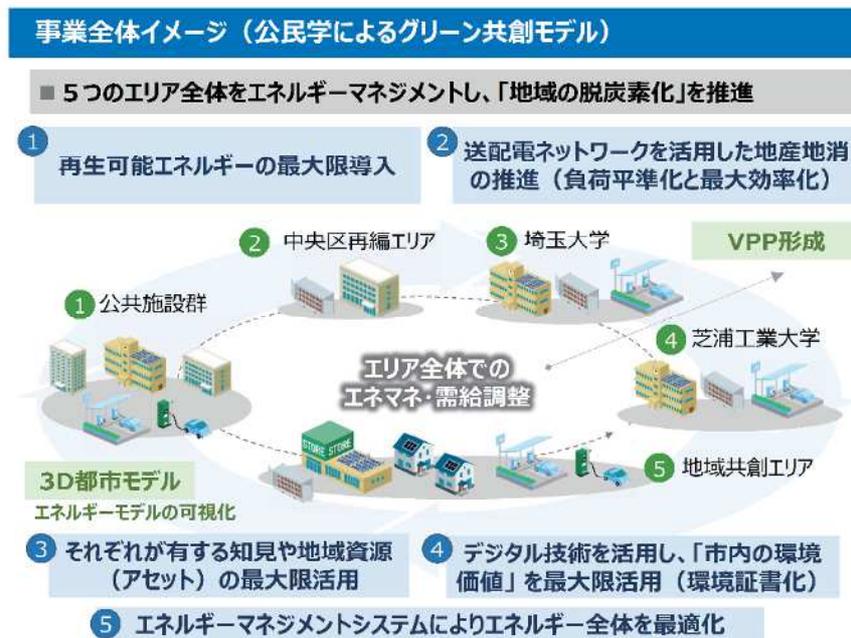


図17 脱炭素先行地域事業実施イメージ

### ②重点対策加速化事業の選定

上記脱炭素先行地域の先導的取組や再エネ設備の導入を市内全域へ展開していくことを念頭に新たに地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の「重点対策加速化事業」について、国に申請し、令和5(2023)年4月に選定されました。同交付金を用いて、公共施設の脱炭素化(自立・分散型再エネの最大限導入)、企業への再エネ設備導入支援(支援制度の創設・拡充)を推進しています。

### ③スマートシティに向けた取組との連携

さいたま市スマートシティ推進事業と連携し、公共施設の脱炭素化や大学のグリーンキャンパスの実現と連動した、「シェア型マルチモビリティサービス」の導入拡大を図っています。EVスクーター・バッテリーステーションの導入や超小型EV等の導入拡大、再生可能エネルギーを活用したステーションの導入、二酸化炭素削減量の可視化ツール等の開発などを実施しています。



図18 シェア型マルチモビリティ実証実験

### ④デコ活の普及啓発

2050年カーボンニュートラル及び令和12(2030)年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする新しい国民運動として「デコ活」が始まりました。イベントやSNS等で周知を図るほか、電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)といった次世代自動車の小学生向け学習教室などを通じて、「デコ活」を広く推進する普及・啓発活動を実施しています。



図19 燃料電池教室との連携

### ⑤スマートホーム・コミュニティの普及

平時の脱炭素化と災害時のレジリエンス性を確保するとともに、住民同士のコミュニティ形成にも貢献する「スマートホーム・コミュニティ」の普及に向け、エネルギーマネジメント、電線類地中化、高気密・高断熱住宅、コミュニティスペース(コモンスペース)等の機能を兼ね備える、「スマートホーム・コミュニティ」のモデル街区を整備し、脱炭素で災害に強く、コミュニティが形成されるまちづくりを推進しています。最新の第3期街区では、太陽光発電により、街区内全体の電力を賅い、不足分は非化石証書付きの電力を利用することで、実質再生可能エネルギー100%の脱炭素街区を実現しており、第8回環境省グッドライフアワードでは、環境大臣賞を受賞しています。また、前環境大臣やアメリカ合衆国環境保護庁長官に視察していただくなど、国内外から注目されています。



図20 先導的モデル地区



図21 アメリカ合衆国  
環境保護庁長官  
マイケル・リーガン氏

## ⑥マルチモビリティ・シェアリングの推進

「シェア型マルチモビリティ等の実証実験」の一環として、在住者、在勤者の移動の利便性向上や都市の回遊性、環境負荷の軽減などを両立する複数モビリティのシェアリングサービスを展開し、モビリティシェアリングのためのポートを設置するとともに、既存の公共交通事業者や商業事業者等の連携による社会実装に向け、利用状況の分析を進めています。



図22 超小型EV

## ⑦電気自動車普及施策E-KIZUNA Project(イー・キズナプロジェクト)の推進

環境にやさしい電気自動車(EV)等の次世代自動車の普及を目指し、市民や事業者、大学、国等と連携し、EV等の次世代自動車普及拡大のための課題解決に取り組むプロジェクトを推進しています。同プロジェクトでは、「充電セーフティネットの構築」、「需要創出とインセンティブの付与」、「地域密着型の啓発活動」を基本方針として定めています。

国内主要自動車メーカーを中心とする10社と、地球温暖化防止と持続可能な脱炭素社会の構築を目標とした「E-KIZUNA Project協定」を締結し、各種取組を推進しています。

国内外の都市と互いに連携し、「経済・社会・環境」が好循環する持続可能な都市を実現するための効果的な政策や知見について、意見交換及び情報共有を行うとともに、パートナーシップを強化し、脱炭素社会の実現に寄与する「さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNAグローバルサミット～」を令和4(2022)年11月に開催しました。

## さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNAグローバルサミット～

令和4(2022)年11月に3日間の日程で「さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNAグローバルサミット～」を開催しました。海外9カ国、15都市をはじめ、国内22都市や50企業、団体など、300名を超える関係者に参加いただき、「持続可能な都市の実現に向けて、今、わたしたちがすべきこと」をテーマに、それぞれの都市・企業が抱える課題や取組について、意見交換を行いました。



図23 「さいたまサステナブル都市サミット～E-KIZUNAグローバルサミット～」集合写真